

利 用 上 の 注 意

1 用 語 の 解 説

人 口

国勢調査における人口は「常住人口」であり、常住人口とは調査時に調査の地域に常住している者をいう。

「常住している者」については、「平成 12 年国勢調査の概要」内の「調査の対象」を参照されたい。

年 齢

年齢は、平成 12 年 9 月 30 日現在による満年齢である。

なお、平成 12 年 10 月 1 日午前零時に生まれた人は、0 歳とした。

国 籍

二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 - 日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人 - 調査票の国名欄に記入された国

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
 - (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
 - (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- 施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒 - 学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者 - 病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者 - 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者 - 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者 - 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院

- の在院者の集まり
- (6) その他 - 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

昭和 55 年以前の国勢調査での世帯の定義、世帯の種類は、昭和 60 年以降と以下のように異なっている。

【昭和 55 年】

昭和 55 年調査では、世帯を「普通世帯」と「準世帯」に区分し、次のとおり定義している。

普通世帯 - 住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めている。

準世帯 - 普通世帯を構成する人以外の人又はその集まり

なお、準世帯については次のように区分しており、世帯の単位は、原則として下記の(1)及び(2)は単身者一人一人、(3)及び(5)は棟ごと、(4)は施設ごと、(6)及び(7)は調査単位ごと、(8)は一人一人としている。

- (1) 間借り・下宿などの単身者
- (2) 会社などの独身寮の単身者
- (3) 寮・寄宿舎の学生・生徒
- (4) 病院・療養所の入院者
- (5) 社会施設の入所者
- (6) 自衛隊営舎内居住者
- (7) 矯正施設の入所者
- (8) その他

なお、昭和 60 年国勢調査以降における一般世帯、施設等の世帯の区分と、昭和 55 年国勢調査での普通世帯、準世帯との対応は次の表のとおりである。

一般世帯と施設等の世帯、普通世帯と準世帯の世帯の区分の対応

	一 般 世 帯	施 設 等 の 世 帯
普 通 世 帯	○ 住居と生計を共にしている人の集まり ○ 一戸を構えて住んでいる単身者	
準 世 帯	○ 間借り・下宿などの単身者 ○ 会社などの独身寮の単身者	○ 寮・寄宿舎の学生・生徒 ○ 病院・療養所の入院者 ○ 社会施設の入所者 ○ 自衛隊営舎内居住者 ○ 矯正施設の入所者 ○ その他

【昭和 35 年～昭和 50 年】

昭和 55 年の世帯の定義と異なるのは次の点である。

(1) 単身の住み込みの営業使用人は、5 人以下の場合は雇主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6 人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯としている。

(2) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍・独身寮などに、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舍・独身寮の棟ごとにまとめて一つの準世帯としている。

ただし、各戸が住宅の要件を備えている場合で、管理人以外に家族から成る普通世帯と単身者（一戸の居住者数は無関係）が同じ棟に居住しているような寮の単身者は、昭和 55 年の調査と同様に一人一人を一つの普通世帯としている。

なお、一戸に単身者二人以上が居住している場合は、一人を「給与住宅」に住む普通世帯、他を一人ずつ「住宅に間借り」の準世帯としている。

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

なお、国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届け出等に関係なく、各世帯の判断による。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

B 非親族人員 - 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯 - 世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

核家族世帯

(1) 夫婦のみの世帯

(2) 夫婦と子供から成る世帯

(3) 男親と子供から成る世帯

(4) 女親と子供から成る世帯

その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - 夫婦と夫の親から成る世帯
 - 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
 - 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

なお、昭和 45 年及び 50 年では「兄弟姉妹のみから成る世帯」は「他に分類されない親族世帯に含まれている。

3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の 3 世代世帯は含まれない。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

なお、昭和 55 年及び 60 年では、60 歳以上の人一人のみの世帯及び 60 歳以上の人一人と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯を高齢単身世帯としている。

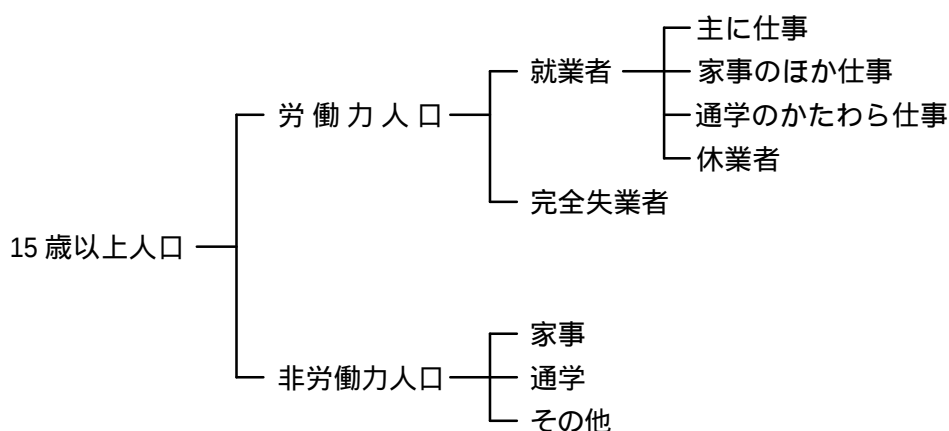
高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

なお、昭和 55 年及び 60 年では、いずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組のみの世帯及びいずれかが 60 歳以上の夫婦 1 組と未婚の 18 歳未満の人のみから成る世帯（ただし、未婚の 18 歳未満の人が世帯主である場合には、いずれかが 60 歳以上の夫婦が世帯主の父母又は祖父母である世帯）をいい、平成 2 年では、いずれかが 65 歳以上の夫婦 1 組のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

労働力状態

15 歳以上の者について、平成 12 年 9 月 24 日から 30 日までの 1 週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

< 就業の状態 >



労働力人口 - 就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者 - 調査期間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

（１）勤めている人で、休み始めてから 30 日未満の場合、又は 30 日以上休んでも賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

（２）個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから 30 日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事 - 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 - 主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事 - 主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者 - 勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから 30 日未満の場合、又は、勤め人が 30 日以上休んでも賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者 - 調査期間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就

くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口 - 調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事 - 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 - 主に通学していた場合

その他 - 上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

就業者を、調査期間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。

雇用者 - 会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人

常雇 - 期間を定めずに又は1年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 - 日々又は1年以内の期間を定めて雇用されている人

役員 - 会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・幹事・公団や事業団の総裁・理事・監事などの役員

雇人のある業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人

雇人のない業主 - 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者 - 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者 - 家庭内で賃仕事（家庭内職）をしている人

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によって分類した。

なお、仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によった。

平成12年国勢調査に用いた産業分類は、日本標準産業分類（平成5年10月改訂）を基に、平成12年国勢調査の集計用に再編成したもので14項目の大分類、77項目の中分類、223項目の小分類から成っている。

なお、本報告書の産業（3部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

第 1 次産業	{	A 農業 B 林業 C 漁業
第 2 次産業	{	D 鉱業 E 建設業 F 製造業
第 3 次産業	{	G 電気・ガス・熱供給・水道業 H 運輸・通信業 I 卸売・小売業、飲食店 J 金融・保険業 K 不動産業 L サービス業 M 公務（他に分類されないもの） N 分類不能の産業

就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

教 育

<在学か否かの別>

現在、学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分した。

卒業者 - 学校を卒業して、現在在学していない人

在学者 - 現在、在学中の人

未就学者 - 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など学校教育法第 1 条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問わない。ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれない。

また、各種学校や専修学校については、高等課程など中学校卒業程度を入学資格とする修業年限 3 年以上の課程のものは「高校・旧中」に、専門課程など高等学校卒業を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものは「短大・高専」に区分した。

外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分されます。

<最終卒業学校の種類>

最終卒業学校の種類は、「小学校・中学校」、「高校・旧中」、「短大・高専」及び「大学・大学院」の四つに区分した。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。

各区分に相当する主な学校は次のとおりである。

最終卒業学校の種類

最終卒業 学校の種類	主 な 学 校 の 種 類
小 学 校 ・ 中 学 校	小学校・中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校通信講習所普通科
高 校 ・ 旧 中 ¹⁾	高等学校 準看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校（予科・一部・二部） 鉄道教習所（中等部・普通部）通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種・乙種予科練
短 大 ・ 高 専 ²⁾	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の 高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教育養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大 学 ・ 大学院 ³⁾	大学 大学院

- 1) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新中卒を入学資格とする修業年限4年のもの）、大学入学資格検定規定による試験の合格者、専修学校高等課程（中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの）、実業学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。
- 2) あんまマッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）、専修学校専門課程（新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの）、専門学校卒業程度検定試験合格者、高等学校高等科学力検定試験合格者等を含む。
- 3) 水産大学及び気象大学校大学部（いずれも新高卒を入学資格とする修業年限4年のもの）、高等試験合格者等を含む。

家計の収入の種類

世帯を、世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類により、次のとおり区分した。

- 1 賃金・給料が主な世帯 - 主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯
 - (1) 賃金・給料のみの世帯 - 収入が賃金・給料のみの世帯
 - (2) 農業収入もある世帯 - 主な収入が賃金・給料で、農業収入もある世帯
 - (3) その他 - 主な収入が賃金・給料で、農業収入以外の他の収入もある世帯
- 2 農業収入が主な世帯 - 主な収入が、個人経営の農業（農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など）から得られる収入である世帯
 - (4) 農業収入のみの世帯 - 収入が農業収入のみの世帯
 - (5) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が農業収入で、賃金・給料の収入もある世帯

- (6) その他 - 主な収入が農業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 3 農業収入以外の事業収入が主な世帯 - 主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師、弁護士、文筆家などの収入である世帯
- (7) 農業収入以外の事業収入のみの世帯 - 収入が農業収入以外の事業収入のみの世帯
- (8) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料の収入もある世帯
- (9) その他 - 主な収入が農業収入以外の事業収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 4 内職収入が主な世帯 - 主な収入が、内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯
- (10) 内職収入のみの世帯 - 収入が内職収入のみの世帯
- (11) 賃金・給料もある世帯 - 主な収入が内職収入で、賃金・給料の収入もある世帯
- (12) その他 - 主な収入が内職収入で、賃金・給料以外の他の収入もある世帯
- 5 恩給・年金が主な世帯 - 主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・障害年金・遺族年金などの収入である世帯
- (13) 恩給・年金のみの世帯 - 収入が恩給・年金のみの世帯
- (14) その他 - 主な収入が恩給・年金で、その他の収入もある世帯
- 6 仕送りが主な世帯 - 主な収入が、別に住んでいる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯
- 7 その他の収入が主な世帯 - 主な収入が、上記以外で、例えば、家賃・地代、利子・配当、雇用保険、生活保護、土地売却代金、退職金などの収入や、預貯金の引出しなどである世帯

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学 - 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自 宅 - 従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主とその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自 宅 外 - 自市区町村に従業・通学先がある者で上記の「自宅」以外の場合
他市区町村で従業・通学 - 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

県内他市区町村 - 従業・通学地が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

他 県 - 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学しに来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を船の乗組員（雇用者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

ふだん学校に通っていた人であっても、調査期間中、収入になる仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはならず、「就業者」とした。

（昼間人口と夜間人口）

従業地・通学地による人口（昼間人口）とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買い物客などの非定期的な移動については、考慮していない。また、常住地による人口（夜間人口）とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

例 A市の昼間人口の算出方法

A市の昼間人口 = A市の常住人口 - A市からの流出口 + A市への流入人口

（昼夜間人口比率）

昼夜間人口比率は、常住人口 100 人当たりの、昼間人口の割合であり、100 を超えているときは、通勤・通学人口の流入超過、100 を下回っているときは、流出超過を示している。

例 A市の昼夜間人口比率の算出方法

A市の昼夜間人口比率 = A市の昼間人口 / A市の夜間人口 × 100

2 利 用 上 の 注 意

（１）本調査の概要は、平成 12 年 10 月 1 日現在で行われた第 17 回国勢調査について総務省統計局より提供を受けた電磁的記録により本市で集計した数値と、総務省統計局から公表された第 2 次基本集計、従業地・通学地集計結果のうち鶴岡市に関する主要な数値等を要約し、若干の説明をまとめたものです。

本報告書の数値と総務省統計局から公表される数値とは異なる場合もあります。

（２）国勢調査の結果については、さきに本市で独自に集計した人口、世帯数などを概数として公表しましたが、今回の数値は総務省において調査票を集計した結果と、その際に使用した調査事項のデータを本市で集計した結果で確定数となります。

（３）単位未満の数字を四捨五入したため、内訳合計と総数が一致しない場合があります。また、分類不能なども総数に含まれるため各項目の合計と総数が一致しない場合があります。

（４）主な指数の算出方法は次のとおりです。

労働力率 = 労働力人口 / 15 歳以上人口 × 100

完全失業率 = 完全失業者 / 労働力人口 × 100

注) 労働力人口 = 就業者 + 完全失業者

(5) 使用記号は次のとおりです。

「 - 」 : 皆無または該当のないもの

「 ... 」 : 不詳

「 」 : 負数

「 X 」 : 秘匿

「 」 : 近隣の「 X 」の数値を含めたもの

「 0.0 」 : 単位未満

(6) 今回、総務省から公表された国勢調査の結果で本書に収録されていないもの及び
本書についての照会等は下記までお願いします。

鶴岡市総務部情報統計課

(〒997 - 8601 鶴岡市馬場町 9 - 25 TEL : (0235) 25 - 2111 内線 : 655、665)